

2016年 2月 1日制定  
2017年 2月 8日改定  
2019年10月 1日改定  
2020年 1月15日改定  
2021年 4月 1日改定

## 経堂綜合法律事務所 弁護士費用規程

### 目次

第1章 総則（第1条～第8条）	1
第2章 法律相談等（第9条～第10条）	3
第3章 着手金及び報酬金	
第1節 民事事件・家事事件・行政事件（第11条～第27条）	4
第2節 刑事事件（第28条～第31条）	13
第3節 少年事件（第32条～第33条）	15
第4章 手数料（第34条）	16
第5章 任意後見及び財産管理・身上監護（第35条）	19
第6章 時間制（第36条）	20
第7章 顧問料（第37条）	20
第8章 日当（第38条）	21
第9章 実費等（第39条～第40条）	21
第10章 委任契約の清算（第41条～第44条）	21
（別紙）クレジット・サラ金事件報酬基準	23

## 第1章（総則）

### 第1条（目的及び趣旨）

2004年4月1日から、弁護士会の会則による「報酬基準」が廃止され、弁護士は各法律事務所あるいは弁護士毎に料金を定めることが必要となった。

そこで、当法律事務所は、以下のとおりの基準に従い、弁護士が法律事務を行う際の費用を定める。

### 第2条（弁護士費用の種類）

1. 弁護士費用は、法律相談料・書面による鑑定料・着手金・報酬金・手数料・顧問料及び日当とする。
2. 前項の費用の意義は次のとおりである。

#### （1）法律相談料

相談者又は依頼者に対して行う口頭による法律相談の対価

#### （2）書面による鑑定料

相談者又は依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価

#### （3）着手金

事件又は法律事務（以下、「事件等」という）の受任の際に支払いを受ける委任事

務処理の対価

(4) 報酬金

事件等の結果の成功の程度に応じて支払いを受ける委任事務処理の対価

(5) 手数料

原則として1～2回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価

(6) 顧問料

契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価

(7) 日当

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れて移動し、その事件等の委任事務処理に要した拘束（列車・飛行機等による移動時間を含む。）の対価

3. 実費等については、第9章（第39条・第40条）に定めるとおりとする。

第3条（弁護士費用の支払時期）

着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件の処理が終了したときに、その他の弁護士費用は、本規程に特に定めのあるときは当該規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受けることとする。

第4条（事件等の個数等）

1. 弁護士費用は、1件毎に定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。

但し、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの事件等の報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみの支払いを受けることとする。

2. 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

第5条（弁護士の費用請求権）

1. 弁護士は、相談者または依頼者に対し、弁護士費用を請求する。

2. 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定に拘わらず、弁護士費用を適正妥当な範囲で減額することがある。

(1) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

(2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

3. 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は依頼者に対し、それぞれ弁護士費用を請求することができる。

(1) 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。

(2) 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

第6条（弁護士の説明義務等）

1. 弁護士は、依頼者に対し、予め弁護士費用等について説明する。
2. 弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成する。
3. 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士費用等の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。
4. 弁護士は、弁護士費用等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士費用説明書を交付する。ただし、前2項に定める委任契約書を作成した場合はこの限りではない。

#### 第7条（弁護士費用の減免、分割払い、法律扶助の利用等）

1. 弁護士は、第3条及び第2章ないし第7章の規定に拘わらず、依頼者と協議の上、依頼者の資力・事案の難易及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、弁護士費用の支払時期を変更して分割払いとし、又は適正妥当な範囲内でこれを増減額し、若しくは免除することができる。
2. 弁護士は、着手金及び報酬を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事情により、着手金を規定どおり受け取ることが相当でないときは、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して報酬金を増額することができる。  
但し、この場合には、着手金及び報酬金の合計額は、第15条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えないものとする。
3. 弁護士は、依頼者が経済的資力に乏しいときは、法律扶助制度の利用を依頼者に勧める。

#### 第8条（消費税に相当する額）

消費税法（昭和63年法律第108号第63条の2）に基づく、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含んだ金額の表示は、本規程本文に表示し、消費税の額を含まない金額を本体金額としてかっこ内に表示するものとする。

## 第2章 法律相談等

#### 第9条（法律相談料）

1. 平日日中（午前9時30分から午後5時30分の間）における法律相談料は、次のとおりとする。

(1) 初回個人法律相談料	30分以内金5500円（本体5000円） 30分増す毎に金5500円（本体5000円）
(2) 一般個人法律相談料	30分以内金5500円（本体5000円） 30分増す毎に金5500円～1万1000円（本体5000円～1万円）
(3) 事業者法律相談	1時間以内金2万2000円（本体2万円） 30分増す毎に金1万1000円（本体1万円）

2. 前項の初回個人法律相談とは、個人から受ける初めて<sup>1</sup>の法律相談であって、事業に関する相談を除くものをいい、事業者法律相談とは、事業に関する相談をいう。一般個人法律相談とは、個人から受ける2回目以降の法律相談をいう。

3. 平日日中（午前9時30分から午後5時30分の間）以外の時間に実施する法律相談料については、30分毎に5500円（本体5000円）を第1項の法律相談料に加算する。

#### 第10条（書面による鑑定料）

1. 書面による鑑定料は金11万円以上（本体10万円）、金33万円以下（本体30万円）とする。
2. 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超過する額の鑑定料を受けることができる。

### 第3章 着手金及び報酬金

#### 第1節 民事事件・家事事件・行政事件・労働事件

##### 第11条（民事事件等の着手金及び報酬金の算定基準）

本節の着手金及び報酬金については、この規程に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

##### 第12条（経済的利益—算定可能な場合）

前条の経済的利益の額は、本規程にとくに定めのない限り、次のとおり算定する。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）。
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。但し、期間不定のものは、7年分の額。
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額部分の7年分の額。
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額。  
建物の時価は、固定資産評価証明書記載の金額とし、土地の時価は、路線価による額とする。
- (6) 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。但し、その権利の時価が、対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- (9) 担保権は、被担保債権額。但し、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。

---

<sup>1</sup> 初めのご相談かどうかは、事案・事件単位ではなく人単位を基準とします。

- (10) 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額。
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。但し、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の2分の1の額。但し、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額。
- (13) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額の2分の1の額。但し、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定に拘わらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

第13条（経済的利益算定の特則）

- 1. 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで、減額することとする。
- 2. 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に応じるまで増額することができるものとする。
  - (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
  - (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

第14条（経済的利益—算定不能な場合）

- 1. 第12条により、経済的利益の額を算定することができないときは、その額を金880万円（本体800万円）とする。
- 2. 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができることとする。

第15条（民事事件の着手金及び報酬金）

- 1. 訴訟事件・非訟事件・家事審判事件・行政審判等事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く。）の着手金及び報酬金は、この費用規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準としてそれぞれ次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	8.8%（本体8%）	17.6%（本体16%）
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	5.5%+9万9000円 （本体5%+9万円）	11%+19万8000円 （本体10%+18万円）
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	3.3%+75万9000円 （本体3%+69万円）	6.6%+151万8000円（ 本体6%+138万円）

金3億円を超える場合	2.2%+405万9000円 (本体2%+369万円)	4.4%+811万8000円 (本体4%+738万円)
------------	--------------------------------	--------------------------------

2. 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、50%の範囲内で増額することができることとする。ただし、医療過誤に基づく損害賠償請求事件、過労死に基づく損害賠償請求事件等、事案の性質上事件解決に困難を要する事件については、原則として、前項の着手金及び報酬金を30%増額するものとする。
3. 前2項により着手金及び報酬金を定めた後に、依頼を受けた事件等が、特に重大もしくは複雑であることが判明したとき、審理もしくは処理が通常以上に長期にわたることが判明したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができるものとする。
4. 民事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前3項に拘わらず、着手金を適正妥当な範囲内で増減することができる。
5. 前4項の着手金は金16万5000円(本体15万円)を最低額とする。

#### 第16条(調停事件及び示談交渉事件)

1. 調停事件・示談交渉(裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。)事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件(以下、「仲裁センター事件」という。)の着手金及び報酬金は、この費用規程に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定を準用する。但し、それぞれの規定により、算定された額から10%ないし30%を減額することができるものとする。
2. 示談交渉事件から引き続き調停事件又は、仲裁センター事件を受任するときの着手金は、この費用規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。
3. 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この費用規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。
4. 前3項の着手金は金11万円(本体10万円)最低額とする。

#### 第17条(契約締結交渉)

示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	2.2% (本体2%)	4.4% (本体4%)
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	1.1%+3万3000円 (本体1%+3万円)	2.2%+6万6000円 (本体2%+6万円)
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	0.55%+19万8000円 (本体0.5%+18万円)	1.1%+39万6000円 (本体1%+36万円)

金3億円を超える場合	0.33%+85万8000円 (本体0.3%+78万円)	0.66%+171万6000円 (本体0.6%+156万円)
------------	---------------------------------	-----------------------------------

2. 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により30%の範囲で増減額することができるものとする。
3. 前2項の着手金は、金11万円(本体10万円)を最低額とする。

#### 第18条(督促手続事件)

1. 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
金300万円以下の場合	2.2%(本体2%)
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	1.1%+3万3000円 (本体1%+3万円)
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	0.55%+19万8000円 (本体0.5%+18万円)
金3億円を超える場合	0.33%+85万8000円 (本体0.3%+78万円)

2. 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
3. 前2項の着手金は金5万5000円(本体5万円)を最低額とする。
4. 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第15条又は次条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とする。
5. 督促手続事件の報酬金は、第15条又は次条の規定により算定された額の2分の1とする。但し、報酬金は、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求しない。
6. 前項但書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第15条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として、同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることとする。

#### 第19条(手形・小切手訴訟事件)

1. 手形・小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として第15条により算定される額の77%(本体70%)相当額とする。
2. 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、10%ないし30%の範囲内で増減額することができることとする。
3. 前2項の着手金は、金11万円(本体10万円)を最低額とする。
4. 手形・小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第15条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は第15条の規定を準用する。

## 第 20 条（離婚事件）

1. 離婚交渉事件、離婚調停事件及び離婚仲裁センター事件の基本着手金は、金 33 万円（本体 30 万円）、基本報酬金は金 33 万円（本体 30 万円）以上金 66 万円（本体 60 万円）以下とし、離婚訴訟事件の基本着手金は金 44 万円（本体 40 万円）、基本報酬金は金 44 万円（本体 40 万円）以上金 66 万円（本体 60 万円）以下とする。
2. 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件又は離婚仲裁センターを受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の 2 分の 1 とする。
3. 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の 2 分の 1 とする。
4. 離婚事件において、財産分与・慰謝料など財産給付の請求を伴うときは、依頼者と協議のうえ、弁護士は財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第 15 条または第 16 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を、第 1 項の基本着手金及び基本報酬金に加算して請求することとする。
5. 離婚事件において、未成年の子の親権に争いがあるときは、弁護士は、依頼者と協議の上、着手金は金 11 万円（本体 10 万円）以上金 22 万円（本体 20 万円）以下を、報酬金は金 33 万円（本体 30 万円）以上金 55 万円（本体 50 万円）以下を加算して請求することとする。

### （離婚事件にかかる弁護士費用）

離婚事件の内容	着手金	報酬金
離婚交渉事件	①基本着手金（1 項） 金33万円（本体30万円） ②財産分与・慰謝料などにかかる加算着手金（4 項） ③親権にかかる加算着手金（5 項）	①基本報酬金（1 項） 金33万円（本体30万円）以上 金66万円（本体60万円）以下 ②財産分与・慰謝料などにかかる加算報酬金（4 項） ③親権にかかる加算報酬金（5 項）
離婚調停事件・ 離婚仲裁センター事件	同上（但し、交渉から引き続き受任する場合は上記の 2 分の 1）	同上
離婚訴訟事件	①基本着手金（1 項） 金44万円（本体40万円） （但し、調停から引き続き受任する場合は金22万円） ②財産分与・慰謝料などにかかる加算着手金（4 項） ③親権にかかる加算着手金（5 項）	①基本報酬金（1 項） 金44万円（本体40万円）以上 金66万円（本体60万円）以下 ②財産分与・慰謝料などにかかる加算報酬金（4 項） ③親権にかかる加算報酬金（5 項）

## 第 20 条の 2（親子関係事件）

1. 認知事件、親子関係不存在確認事件の着手金は金 33 万円（本体 30 万円）以上金 55



万円（本体 50 万円）以下、報酬金は金 44 万円（本体 40 万円）以上金 110 万円（本体 100 万円）以下とする。

2. 親権者変更事件の着手金は金 22 万円（本体 20 万円）以上金 44 万円（本体 40 万円）以下、報酬金は金 22 万円（本体 20 万円）以上金 44 万円（本体 40 万円）以下とする。

#### 第 20 条の 3（成年後見事件）

1. 後見、保佐、補助の開始審判申立事件の手数料は金 22 万円（本体 20 万円）以上金 55 万円（本体 50 万円）以下とする。
2. 保佐又は補助につき、同意権の付与、拡張又は代理権の付与申立事件の着手金は金 11 万円（本体 10 万円）とする。
3. 本案申立てと合わせて審判前の保全処分を申し立てる場合は、金 11 万円（本体 10 万円）以上金 27 万 5000 円（本体 25 万円）を加算することができるものとする。

#### 第 20 条の 4（相続・遺言関係紛争事件）

1. 遺産分割請求事件その他遺産をめぐる紛争事件及び遺言無効確認請求事件の着手金及び報酬金は、対象となる法定相続分の時価相当額を基準として、第 15 条又は第 16 条の規定により算定する。
2. 遺留分減殺請求事件の着手金及び報酬金は、対象となる遺留分の時価相当額を基準として、第 15 条又は第 16 条の規定により算定する。
3. 寄与分を求める処分請求事件の着手金及び報酬金は、対象となる寄与分の時価相当額を基準として、第 15 条又は第 16 条の規定により算定する。
4. 遺産の範囲につき訴訟となる場合には、対象となる遺産の範囲の時価相当額を基準として、第 15 条又は第 16 条の規定により算定する。
5. 本条において「時価」を算定するに際し、消極財産がある場合には、弁護士は、依頼者と協議の上、適正妥当な範囲内で消極財産の評価額を考慮することができるものとする。

#### 第 20 条の 5（その他の家事事件・遺言書の作成と執行等）

その他の家事事件については、次のとおりとする。

- (1) 交渉事件、家事調停事件及び家事審判事件の着手金及び報酬金は、各金 22 万円（本体 20 万円）以上金 55 万円（本体 50 万円）以下とする。  
ただし、財産給付を目的とする事件の着手金及び報酬金は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第 15 条又は第 16 条の規定により算定する。
- (2) 人事訴訟事件の着手金及び報酬金は各金 44 万円（本体 40 万円）以上金 66 万円（本体 60 万円）以下とする。
- (3) 前各項の規定にかかわらず、相続放棄の申述その他の簡易な家事審判事件（家事事件手続法別表第一に属する家事審判事件で事案簡明なもの）及び遺言書の作成・執行等については、第 34 条（1）による。

#### 第 21 条（境界に関する事件・近隣紛争事件・日照権等事件）

1. 隣地通行権、境界標・境界塀設置、目隠し設置、樹木工作物等越境など近隣との紛争事件の着手金及び報酬金は、それぞれ金 33 万円（本体 30 万円）以上金 77 万円（本

体 70 万円) 以下とする。

2. 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、それぞれ金 38 万 5000 円 (本体 35 万円) 以上金 110 万円 (本体 100 万円) 以下とする。
3. 前項の着手金及び報酬金は、第 16 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
4. 境界に関する調停事件・仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第 1 項の規定による額又は前項の規定により算定された額からそれぞれ 10%ないし 30%を減額することができるものとする。
5. 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による額又は第 2 項の規定により算定された額のそれぞれ 2 分の 1 とする。
6. 境界に関する調停事件・仲裁センター事件又は、示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による額又は第 2 項の規定により算定された額のそれぞれ 2 分の 1 とする。
7. 日照権、眺望権など居住環境をめぐる紛争の着手金及び報酬金は、それぞれ金 38 万 5000 円 (本体 35 万円) 以上金 110 万円 (本体 100 万円) 以下とする。但し、事業者からの依頼の場合は、事業利益を基準として別途協議の上で決定する。

#### 第 22 条 (借地非訟事件)

1. 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとする。

借地権の額	着手金
金 5000 万円以下の場合	金 33 万円 (本体 30 万円) 以上 金 55 万円 (本体 50 万円) 以下
金 5000 万円を超える場合	前段の額に金 5000 万円を超える部分の 0.55% (本体 0.5%) を加算した額

2. 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。但し、弁護士は依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができることとする。
  - (1) 申立人については、申立が認められたときは、借地権の額の 2 分の 1 を、相手方の介入権が認められたときは、財産上の給付額の 2 分の 1 を、それぞれ経済的利益の額として第 15 条の規定により算定された額。
  - (2) 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の 2 分の 1 を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の 7 年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として第 15 条の規定により算定された額。
  - (3) 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第 1 項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ 10%ないし 30%を減額することができるものとする。
  - (4) 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受

任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

- (5) 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

#### 第23条（保全命令申立事件等）

1. 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下、「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第15条の規定により算定された額の2分の1とする。但し、審尋又は口頭弁論を経たときは、弁護士はすでに受領した着手金と合わせて同条の規定により算定された額の3分の2に至るまでの追加着手金を請求できるものとする。
2. 前項の事件の報酬金は、事件が重大又は複雑であるときに、第15条の規定により算定された額の4分の1を受けることができることとする。但し、事件が審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができることとする。
3. 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定に拘わらず、第15条の規定に準じて報酬金を受けることができることとする。
4. 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
5. 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることとする。
6. 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、金11万円（本体10万円）を最低額とする。

#### 第24条（民事執行事件等）

1. 民事執行事件の着手金及び報酬金は、ともに第15条の規定により算定された額の2分の1とする。
2. 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受け取るものとする。但し、着手金は第15条の規定により算定された額の3分の1とする。
3. 執行停止事件の着手金は第15条の規定により算定された額の2分の1とします。但し、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。執行停止事件の報酬金は、事件が重大又は複雑なときに、第15条の規定により算定された額の4分の1を受けることができることとする。
4. 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、金5万5000円（本体5万円）を最低額とする。

#### 第25条（クレジット・サラ金等の債務整理事件の特則）

クレジット・サラ金・カードローン等の負債による個人の任意整理事件・自己破産申立事件・個人再生申立事件の着手金及び報酬金については、東京三弁護士会の統一基準である別紙『クレジット・サラ金事件報酬基準』による。

#### 第25条の2（破産・民事再生・会社整理・特別清算及び会社更生事件）

1. 前条に該当しない破産・民事再生・会社整理・特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金・資産及び負債の額並びに、関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。但し、前記各事件に関する保全事件の弁護士費用は次に述べる着手金に含まれる。

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 事業者の自己破産事件  | 金 55 万円 (本体 50 万円) 以上   |
| (2) 自己破産以外の破産事件 | 金 55 万円 (本体 50 万円) 以上   |
| (3) 事業者の民事再生事件  | 金 110 万円 (本体 100 万円) 以上 |
| (4) 会社整理事件      | 金 110 万円 (本体 100 万円) 以上 |
| (5) 特別清算事件      | 金 110 万円 (本体 100 万円) 以上 |
| (6) 会社更生事件      | 金 220 万円 (本体 200 万円) 以上 |

2. 前項の各事件の報酬金は、第 15 条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額・配当資産・免除債権額・延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。但し、前項第 1 号及び第 2 号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができることとする。

#### 第 25 条の 3 (任意整理事件)

1. 前条第 1 項に該当しない事業者の債務整理事件（「任意整理事件」）の着手金は、金 57 万 2000 円（本体 52 万円）以上とし、資本金・資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定めるものとする。

2. 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下、「配当原資額」といいます。）を基準として、次のとおり算定する。

(1) 弁護士が債権取り立て、資産売却等により集めた配当原資額につき、

金500万円以下の場合	16.5% (本体15%)
金500万円を超え、金1000万円以下の場合	11%+27万5000円 (本体10%+25万円)
金1000万円を超え、金5000万円以下の場合	8.8%+49万5000円 (本体 8%+45万円)
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	6.6%+159万5000円 (本体 6%+145万円)
金1億円を超える場合	5.5%+269万5000円 (本体 5%+245万円)

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から、任意提供を受けた配当原資額につき、

金5000万円以下の場合	3.3% (本体3%)
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	2.2%+55万円 (本体2%+50万円)

金1億円を超える場合	1.1%+165万円 (本体1%+150万円)
------------	----------------------------

3. 第1項の事件が、債務の免除・履行期間の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用する。
4. 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができることとする。

#### 第26条（商標権、意匠権、著作権、特許権事件）

1. 商標権又は意匠権侵害事件の着手金は、金55万円（本体50万円）以上金220万円（本体200万円）以下、報酬金は、金33万円（本体30万円）以上金330万円（本体300万円）以下とする。
2. 著作権侵害事件の着手金は、金33万円（本体30万円）以上金220万円（本体200万円）以下、報酬金は、金22万円（本体20万円）以上金330万円（本体300万円）以下とする。
3. 特許権侵害事件の着手金は、金55万円（本体50万円）以上金220万円（本体200万円）以下、報酬金は、金22万円（本体20万円）以上330万円（本体300万円）以下とする。
4. 前3項の着手金及び報酬金は、事業上の利益等を勘案し、第15条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。

#### 第27条（行政の不服申立事件、行政処分取消訴訟、住民訴訟、情報公開等）

1. 行政上の異議申立・審査請求・再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第15条の規定を準用する。ただし、弁護士は、事案が簡明である場合には、着手金は3分の2まで、報酬金は2分の1まで減額できるものとする。この着手金は、金11万円（本体10万円）を最低額とする。
2. 行政処分の取消訴訟及び税務訴訟の着手金は、金33万円（本体30万円）以上金220万円（本体200万円）以下とし、報酬金は第15条の規定を準用する。
3. 情報公開請求及び監査請求事件は第34条（2）所定の手数料によるものとする。

## 第2節 刑事事件

#### 第28条（刑事事件の着手金・報酬金）

1. 刑事事件の着手金は、次のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第1審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	金33万円（本体30万円）以上金55万円（本体50万円）以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	金55万円（本体50万円）以上
再審請求事件	金55万円（本体50万円）以上

上記の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）をいう。上告審については、事実関係に争いが無い情状事件をいう。

2. 保釈手続あるいは示談交渉を必要とする場合には、前項の着手金のほかに、それぞれ11万円（本体10万円）の追加料金の支払いを受けるものとする。再度の保釈手続を行う場合には、再度の追加料金の支払いを受けるものとする。保釈金あるいは示談金は、上記の料金とは別に用意して頂くものとする。

3. 刑事事件の報酬金は次のとおりとする。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	金33万円（本体30万円）以上 金55万円（本体50万円）以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	金33万円（本体30万円）以上 金55万円（本体50万円）以下
		求刑された刑が 軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の事件	起訴前	不起訴	金55万円（本体50万円）以上
		求略式命令	金55万円（本体50万円）以上
	起訴後 （含再審 事件）	無 罪	金66万円（本体60万円）以上
		刑の執行猶予	金55万円（本体50万円）以上
		求刑された刑が 軽減された場合	軽減の程度による相当な額
検察官上訴が 棄却された場合	金55万円（本体50万円）以上		
再審請求事件			金55万円（本体50万円）以上

上記の事案簡明な事件とは、第2項の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

4. 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、本条第1項に定める着手金を受けることができる。但し、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

5. 刑事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2条の規定に拘わらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

6. 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

### 第 29 条（検察官の上訴取下げ等）

検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第 28 条の規定を準用する。

### 第 30 条（保釈等）

保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができることとする。

### 第 31 条（告訴・告発等）

告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続の着手金は 1 件につき、金 22 万円（本体 20 万円）以上 88 万円（本体 80 万円）以下とし、報酬金は依頼者との協議により受けることができることとする。

## 第 3 節 少年事件

### 第 32 条（少年事件の着手金及び報酬金）

1. 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	金 33 万円（本体 30 万円）以上 金 55 万円（本体 50 万円）以下
抗告・再抗告及び保護処分の取消	金 33 万円（本体 30 万円）以上 金 55 万円（本体 50 万円）以下

2. 少年事件の報酬金は、次のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく 審判不開始又は不処分	金 33 万円（本体 30 万円）以上
その他	金 33 万円（本体 30 万円）以上 金 55 万円（本体 50 万円）以下

3. 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前 2 項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができることとする。

第33条（少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合）

1. 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定に拘わらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなす。
2. 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定に拘わらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
3. 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
4. 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士費用は、本章第2節の規定による。但し、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

## 第4章 手数料

第34条（手数料）

手数料は、この費用規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第11条ないし第14条の規定を準用する。

（1）裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全 （本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けるものとする）	基本	金22万円（本体20万円）に第15条第1項の着手金の規定により算定された額の11%（本体10%）を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解	示談交渉を要しない場合	金300万円以下の場合 ：金16万5000円（本体15万円）
		金300万円を超え金3000万円以下の場合 ：1.1%+13万2000円（本体1%+12万円）
		金3000万円を超え金3億円以下の場合 ：0.55%+29万7000円（本体0.5%+27万円）
		金3億円を超える場合 ：0.33%+95万7000円（本体0.3%+87万円）
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第16条又は第20条ないし第22条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基本	金3万3000円（本体3万円）以上 金11万円以下（本体10万円）
	特に複雑又	弁護士と依頼者との協議により定める。



	は特殊な事情がある場合	
相続放棄申述その他の簡易な家事審判の申立 (家事事件手続法別表第一に属する家事審判事件で事案簡明なもの)	基本	金11万円(本体10万円)以上 金22万円(本体20万円)以下
	特に事案の調査を必要とする場合	金5万5000円(本体5万円)以上 金11万円(本体10万円)以下を基本分に加算する。
	相続人等 戸籍調査	金5万5000円(本体5万円) ※他に実費が必要。

(2) 裁判外の手数料

項目	分類	手数料		
法律関係調査 (事実関係調査を含む)	基本	金3万3000円(本体3万円)以上 金22万円(本体20万円)以下		
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
医療過誤調査		金33万円(証拠保全手数料を含む) ※証拠保全におけるカメラマン費用や文献コピー代等の実費が別途必要。		
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が金1000万円未満のもの	5万5000円(本体5万円)以上 11万円(本体10万円)以下	
		経済的利益の額が金1000万円以上金1億円未満のもの	金22万円(本体20万円)	
		経済的利益の額が金1億円以上のもの	金33万円(本体30万円)以上	
	非定型	基本	金300万円以下の場合	: 金11万円(本体10万円)
			金300万円を超え金3000万円以下の場合	: 1.1%+7万7000円 (本体1%+7万円)
			金3000万円を超え金3億円以下の場合	: 0.33%+33万円 (本体0.3%+30万円)
			金3億円を超える場合	: 0.11%+96万8000円

			(本体0.1%+88万円)
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記手数料に金3万3000円 (本体3万円)を加算する。
内容証明郵便作成	基本	金2万2000円(本体2万円)以上 金5万5000円(本体5万円)以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額
遺言書作成	定型		金11万円(本体10万円)以上 金33万円(本体30万円)以下
	非定型	基本	金300万円以下の場合 :金22万円(本体20万円)
			金300万円を超え金3000万円以下の場合 :1.1%+18万7000円 (本体1%+17万円)
			金3000万円を超え金3億円以下の場合 :0.33%+41万8000円 (本体0.3%+38万円)
			金3億円を超える場合 :0.11%+107万8000円 (本体0.1%+98万円)
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
公正証書にする場合			上記手数料に金3万3000円(本体3万円)を加算する。 ※公証人の手数料が別途必要。
遺言執行	特に複雑又は特殊な事情がない場合		金300万円以下の場合 :金33万円(本体30万円)
			金300万円を超え金3000万円以下の場合 :2.2%+26万4000円 (本体2%+24万円)
			金3000万円を超え金3億円以下の場合 :1.1%+59万4000円 (本体1%+54万円)
			金3億円を超える場合 :0.55%+224万4000円 (本体0.5%+204万円)

	不動産等資産の売却、換金処分を必要とする場合	売却、換金処分により得た額の1.1%（本体1%）を加算する。
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士費用を請求する。
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常・清算	<p>資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額</p> <p>但し、合併又は分割については金220万円（本体200万円）を、通常清算については金110万円（本体100万円）を、その他の手続については金11万円（本体10万円）を、それぞれ最低額とする。</p> <p>金1000万円以下の場合 ：4.4%（本体4%）</p> <p>金1000万円を超え金2000万円以下の場合 ：3.3%+11万円 （本体3%+10万円）</p> <p>金2000万円を超え金1億円以下の場合 ：2.2%+33万円 （本体2%+30万円）</p> <p>金1億円を超え金2億円以下の場合 ：1.1%+143万円 （本体1%+130万円）</p> <p>金2億円を超え金20億円以下の場合 ：0.55%+253万円 （本体0.5%+230万円）</p> <p>金20億円を超える場合 ：0.33%+693万円 （本体0.3%+630万円）</p> <p>※登録免許税などの実費が別途必要。</p>
会社設立等以外の登記等	申請手続	<p>1件金5万5000円（本体5万円）。但し、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。</p> <p>※登録免許税などの実費が別途必要。</p>
	交付手続	登記簿謄本・戸籍謄抄本・住民票等の交付手続は1通につき金1100円（本体1000円）とします。

		※登録免許税などの実費が別途必要。
株主総会等指導等	基本	金33万円（本体30万円）以上
	総会等準備も指導する	金55万円（本体50万円）以上
簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求。但し後遺障害認定に対する異議申立てを含むなど複雑な事案については第15条による。）		次により算定された額。但し、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増額することができる。  給付金額が金150万円以下の場合 ：金3万3000円（本体3万円） 給付金額が金150万円を超える場合 ：給付金額の2.2%（本体2%）
情報公開請求		金22万円（本体20万円）以上 金77万円（本体70万円）以下 但し、事案が複雑な場合には、依頼者と協議の上増額できるものとする。
監査請求		金22万円（本体20万円）以上 金66万円（本体60万円）以下。 事案が複雑な場合には、依頼者と協議の上増額できるものとする。

## 第5章 任意後見及び財産管理・身上監護

第35条 任意後見又は財産管理・身上監護の弁護士報酬は、次のとおりとする。

1. 任意後見契約または財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合の手数料は、前条（2）の法律関係調査に関する規定を準用する。
2. 任意後見契約または財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したときは、月額で定める弁護士報酬を受けることができるものとし、その額は次表のとおりとする。ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合または委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規程の定めにより算定された弁護士報酬を受けることができることとする。

事務処理の内容	弁護士報酬
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合	月額金5500円（本体5000円）から 金5万5000円（本体5万円）の範囲内の額
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理そ	月額金3万3000円（本体3万円）から 金11万円（本体10万円）の範囲内の額

3. 任意後見契約または財産管理・身上監護契約締結後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料は、1回あたり金5400円（本体5000円）から金3万2400円（本体3万円）の範囲内の額とする。

## 第6章 時間制

### 第36条（時間制）

1. 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第8章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます）を乗じた額を、弁護士費用として受けることができる。
2. 前項の単価は1時間毎に金1万1000円（本体1万円）以上とする。
3. 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性・重大性・特殊性・新規性及び弁護士の熟練度等を考慮する。
4. 弁護士は、時間制により弁護士費用を受けるときは、予め依頼者から相当額を預かることができることとする。

## 第7章 顧問料

### 第37条（顧問料）

1. 顧問料は、次のとおりとする。但し、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮してその額を減額することができることとする。  
事業者：月額 金3万3000円（本体3万円）以上  
非事業者：月額 金1万1000円（本体1万円）以上
2. 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により、特に定めのある場合を除き、定期的な法律相談・法的助言を行うものとし、別途、顧問契約書を作成する。
3. 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立合、従業員との法律相談、株主総会の指導又は立ち合い、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

## 第8章 日 当

### 第38条（日 当）

1. 日当は次のとおりとする。  
半日（往復2時間を超え4時間まで）  
金3万3000円（本体3万円）以上金5万5000円（本体5万円）以下  
1日（往復4時間を超える場合）  
金5万5000円（本体5万円）以上金11万円（本体10万円）以下

2. 前項に拘わらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
3. 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができることとする。

## 第9章 実費等

### 第39条（実費等の負担）

1. 弁護士は、依頼者に対し、弁護士費用とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、供託金、不動産等の鑑定料その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。
2. 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

### 第40条（交通機関の利用）

弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができることとする。

## 第10章 委任契約の終了と清算

### 第41条（委任契約の中途終了）

1. 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士費用の一部を返還し、又は弁護士費用の一部を請求する。
2. 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士費用の全部を返還する。但し、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができることとする。
3. 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任が無いにも拘わらず、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士費用の全部を請求することができることとする。但し、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することはしない。

### 第42条（事件等処理の中止等）

1. 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は事件等に着手せず、またはその処理を中止することとする。
2. 前項の場合には、弁護士は予め依頼者にその旨を通知する。

### 第43条（弁護士費用の相殺等）

1. 依頼者が弁護士費用又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとする。
2. 前項の場合には、弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知する。

第 44 条（通知・連絡の方法）

1. 弁護士への依頼者に対する通知・連絡は、依頼者が予め申告した住所地又は連絡先に対し、郵便又は電話により行うものとする。
2. 依頼者は、住所地又は連絡先を変更した場合には、すみやかに転居先又は新たな連絡先を弁護士に申告しなければならないものとする。
3. 依頼者が前項の申告を怠った場合には、弁護士が従前の住所地又は連絡先に郵便により通知・連絡を発送したときをもってこれを完了したものとみなすこととする。

以 上

クレジット・サラ金事件報酬基準（2013年1月1日施行）

（標記金額は全て税込表記です）

1. 任意整理（完済業者に対する過払金請求のみを受任する場合を含む。）

(1) 着手金

次のア又はイに規定する金額を上限とする。ただし、同一業者でも別支店の場合は別債権者とする。

ア 債権者が1社又は2社の場合 5万5000円

イ 債権者が3社以上の場合 2万2000円×債権者数

(2) 報酬金

1 債権者について、次のアからウまでに規定する金額を合計した金額を上限とし、個々の債権者と和解が成立し、又は過払金の返還を受けた都度、当該債権者を相手方とする事件の報酬金を請求することができる。

ア 基本報酬金

和解が成立し、又は過払金の返還を受けたときは、2万2000円

イ 減額報酬金

残元金（ただし、利息制限法所定の制限を超える約定利率による金銭消費貸借取引については、引き直し計算後の残元金をいう）の全部又は一部の請求を免れたときは、その請求を免れた金額の11%相当額

ウ 過払金報酬金

過払金の返還を受けたとき（訴訟又は強制執行による場合を含む。）は、返還を受けた過払金の22%相当額

(3) 分割弁済金代理送付手数料

金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,100円を上限とする。

(4) 任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なくなったときは、当初の委任契約と別契約とする。

(5) 前各号にかかわらず、商工ローン業者からの借入れ（ただし、事業者による事業用の資金を貸し付けることを主たる業務とする貸金業者からの事業用資金の借入れであって、当該借入れについて物的担保（手形又は小切手の交付を含む。）又は人的担保が供されているものをいう。）が含まれる場合は、商工ローン業者1社について5万5000円として、第1号イ及び第2号アに規定する金額を算定する。この場合において、第1号アに規定する金額は、11万円とする。

(6) 自己破産申立てを受任した後、自己破産申立ての前に任意整理に移行したときは、任意整理の着手金のみを受領できるものとし、自己破産の着手金との過不足を清算する。

(7) 個人再生申立てを受任した後、個人再生申立ての前に任意整理に移行したときは、任意整理の着手金のみを受領できるものとし、個人再生の着手金との過不足を清算する。

2. 違法高利業者が債権者である場合の任意整理

(1) 着手金

着手金次のアからエまでに規定する金額を上限とする。ただし、依頼者が商人であ



り、高利業者が小切手債権者の場合においては、前項第 1 号に規定する基準を適用する。

ア 債権者が 1 社又は 2 社の場合	5 万 5000 円
イ 債権者が 3 社から 10 社までの場合	2 万 2000 円×債権者数
ウ 債権者が 11 社から 50 社までの場合	22 万円 + 11 社以上の債権者数×1 万 1000 円
エ 債権者が 51 社以上の場合	66 万円 + 51 社以上の債権者数×5 千 500 円

(2) 報酬金

不当利得の返還を受けたとき（訴訟又は強制執行によるときを含む。）に限り発生するものとし、返還を受けた不当利得金の 22%相当額を上限とする。

- (3) 出張手当刑事告訴を行い、かつ、警察署と具体的な折衝をしたり、建物の不法占拠の状況調査等のために事務所外に出向いた場合、1 日当たり 1 万 1000 円以内の金額（ただし、合計 5 万 5000 円を限度とする。）を請求することができる。

### 3. 自己破産

- (1) 着手金 22 万円以内。

ただし、夫と妻、親と子等関係ある複数人からの受任で、同一裁判所での同時進行手続の場合、1 人当たりの金額は、各 5 万 5000 円を減額した金額以内とする。会社と代表者個人の双方から受任する場合の代表者個人についても同様とする。

- (2) 報酬金

免責決定が得られた場合にのみ、前号の着手金基準を上限として受領できるものとし、過払金の返還を受けたときは、第 1 項第 2 号ウの過払金報酬金を別途請求できるものとする。

- (3) 任意整理から自己破産へ移行したときは、自己破産の着手金のみを受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を清算する。ただし、任意整理事件について、全部又は一部の債権者との間で、和解が成立している場合には、和解が成立した当該債権者を相手方とする事件についてのみ、自己破産の着手金とは別に、任意整理の着手金及び報酬金を受領することができる。

- (4) 個人再生申立てを受任した後、個人再生申立ての前に自己破産に移行したときは、自己破産の着手金のみを受領できるものとし、個人再生の着手金との過不足を清算する。

### 4. 個人再生

- (1) 着手金 33 万円以内

- (2) 報酬金

認可決定を得られた場合に限り、ア又はイに規定する金額を受領できるものとし、過払金の返還を受けたときは、第 1 項第 2 号ウの過払金報酬金を別途請求できるものとする。

ア 33 万円以内

イ 事案簡明な場合 22 万円以内

- (3) 分割弁済金代理送金手数料

金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,100円を上限とする。

- (4) 任意整理から個人再生へ移行したときは、個人再生の着手金のみを受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を清算する。ただし、任意整理事件について、全部又は一部の債権者との間で、和解が成立している場合には、和解が成立した当該債権者を相手方とする事件についてのみ、個人再生の着手金とは別に、任意整理の着手金及び報酬金を受領することができる。
- (5) 自己破産申立てを受任した後、自己破産申立ての前に個人再生に移行したときは、個人再生の着手金のみを受領できるものとし、自己破産の着手金との過不足を清算する。

## 5. 出廷報酬

- (1) 応訴の場合（任意整理、自己破産及び個人再生に共通）

債権者が提起した訴訟に応訴する必要上、弁護士が裁判所に出頭する場合、1回1万1000円以内の出廷報酬を1債権者について3万3000円を上限として受領することができる。

- (2) 自己破産又は個人再生

申立裁判所が遠隔地の場合、申立裁判所への出頭1回につき2万2000円以内の出廷報酬を受領することができる。

## 6. 実費

交通費、通信費、予納金、コピー代等受任事件処理に必要な実費は、別途受領することができる。

7. 日本クレジットカウンセリング協会（JCCA）が取扱い中の案件について、応訴又は訴訟上の和解処理の依頼がなされた場合は、着手金及び報酬金は、1債権者につき1件当たり2万2000円以内とし、別に第5項の出廷報酬及び前項の実費を受領することができる。ただし、長期化した場合には、依頼者と協議の上、報酬金を決定する。

8. 債権者に対し慰謝料請求訴訟等を提起し、差押え又は仮差押えに対抗するための提訴、申立て等を行う場合は、当事者が協議の上で別途定めるものとする。

## 9. 注意規定

弁護士報酬（着手金及び報酬金）は、依頼者の資力を考慮して、金額、支払時期及び方法を決定するものとし、いやしくも、弁護士報酬の定めが依頼者の経済的更生を妨げるものとなってはならない。

## 10. 本基準の適用範囲

本基準は、非事業者の債務整理事件に関する弁護士報酬の目安を定めるものである。ただし、次の点に注意されたい。

- (1) 任意整理事件については、債権者主張の元金総額が1000万円を超える場合、本基準に拠ることは要しない。但し、法律関係が単純であり、その債務整理が比較的容易とみられるときには、本基準を適用する。

(2) 事業者には、本基準を適用しない。但し、事業者であっても、個人事業の性格が強く、もしくは、零細事業であり、かつ、経営形態や規模等の事情からすれば、非事業者の債務整理事件として処理することが適切であるとみられる場合は、本基準を適用することができる。

#### 1 1 . 方針変更後の委任契約に適用されるクレジット・サラ金事件報酬基準

同一の依頼者の債務整理手続における任意整理、自己破産および個人再生間での方針変更が行われた場合に適用されるクレジット・サラ金事件報酬基準は、方針変更後の方針に基づく委任契約書の作成時に施行されているものによる。関連事件を受任する場合についても同様とする。